各管区警察局広域調整担当部長警 視 庁 組 織 犯 罪 対 策 部 長各 道 府 県 警 察 本 部 長各 方 面 本 部 長

殿

原議保存期間 5年(平成36年3月31日まで) 有 効 期 間 一種(平成36年3月31日まで)

警察庁丁暴発第130号 平成31年3月20日 警察庁刑事局組織犯罪対策部 暴力団対策課長

雇用関係助成金の支給対象からの暴力団排除の推進について(通達)

雇用保険法(昭和49年法律第116号)第62条及び第63条並びに雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)の規定に基づく、雇用関係助成金(助成対象となる期間の開始の日、助成対象となる行為の日等が平成25年5月16日以降のもの。)の支給対象からの暴力団排除については、引き続き、同省と取り交わした別添1「厚生労働省が行う雇用安定事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」の合意事項に基づき運用することとし、雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金及び地域雇用開発助成金(助成対象となる期間の開始の日、助成対象となる行為の日等が平成25年5月15日以前のもの。)の支給対象からの暴力団排除については、引き続き、同省と取り交わした別添2「雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給対象からの暴力団排除の推進に関する合意書」及び別添3「地域雇用開発助成金の支給対象からの暴力団排除の推進に関する合意書」の合意事項に基づき運用することとするので、事務処理上潰漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、「雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給対象からの暴力団排除の推進について」(平成22年12月1日付け警察庁丁暴発第147号)及び「地域雇用開発助成金の支給対象からの暴力団排除の推進について」(平成24年4月3日付け警察庁丁暴発第120号)は廃止する。

厚生労働省が行う雇用安定事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁暴発第232号職開発0708第1号 平成25年7月8日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長 坂口 拓 也

厚生労働省職業安定局雇用開発課長 北條 憲一

警察庁と厚生労働省は、厚生労働省が行う雇用安定事業等からの暴力団排除を推進するため、下記のとおり運用が図られるよう取り組むことについて合意する。

記

1 本合意書の対象となる助成金

本合意書の対象となる助成金は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第62条及び第63条並びに雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)の規定に基づく雇用関係助成金のうち、都道府県労働局が実施主体となる次の助成金とする。

- (1) 雇用調整助成金
- (2) 労働移動支援助成金
- (3) 特定求職者雇用開発助成金
- (4) トライアル雇用奨励金
- (5) 地域雇用開発助成金
- (6) 通年雇用奨励金
- (7) 両立支援助成金
- (8) 人材確保等支援助成金
- (9) キャリアアップ助成金
- (10) キャリア形成促進助成金
- (11) 障害者雇用促進助成金

2 排除対象

厚生労働省が行う雇用安定事業等から排除する事業主等は次のとおりとする。

(1) 暴力団が実質的に経営を支配する事業主等

事業主(事業の経営の主体である個人又は法人若しくは法人格がない社団若しくは 財団をいう。以下同じ。)若しくは事業主団体(以下「事業主等」という。)又は事業 主等の役員等(事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 暴力団が実質的に経営を支配する事業主等に準ずる事業主等
 - ア 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている事業主等
 - イ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している 事業主等
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな どしている事業主等
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業 主等

3 排除手続

(1) 照会

都道府県労働局職業安定部長又は雇用均等室長(以下「職業安定部長等」という。) は、助成金の支給申請を行った事業主等又は支給を受けた事業主等について、排除対 象か否かを確認するため必要性があるときは、当該都道府県労働局の区域を管轄する 警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長(以下「暴力団対策主管課 長」という。)に対し、照会書(別記様式第1号)により照会するものとする。

(2) 回答

暴力団対策主管課長は、前記(1)による照会を受けたときは、排除対象に該当する か否かについて速やかに調査の上、職業安定部長等に対し、その結果を回答書(別記 様式第2号)により速やかに回答するものとする。

なお、暴力団対策主管課長は、回答するに当たり必要と認めるときは、職業安定部 長等に対し、資料等の追加提出を求めることができるものとする。

(3) 通知

暴力団対策主管課長は、前記(1)による照会以外で、助成金の支給申請を行った事業主等又は助成金の支給を受けた事業主等が排除対象に該当する事由があると認めた場合は、当該助成金の実施主体である職業安定部長等に対し、速やかに通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(4) 不支給決定又は支給決定の取消し

職業安定部長等は、排除対象に該当する旨の前記(2)の回答又は前記(3)の通知を受けた場合は、当該排除対象事業主等に対し、助成金の不支給決定又は支給決定の取消しを行う。不支給決定又は支給決定の取消しにあたって、当該事業主等が排除対象にあたると労働局が判断した根拠を問われた場合には、都道府県警察の本部からの情報提供によるものであること及び具体的に該当するとされた項目を口頭により明らか

にすることができる。

4 保護措置等

暴力団対策主管課長は、本合意書に基づき、職業安定部長等が助成金の不支給決定、 支給決定の取消し又は返還手続等を行う場合において、職業安定部長等から要請、相談 を受けた場合は、職業安定部長等と緊密に連携し、関係職員の保護等必要な措置を講じ るものとする。

5 その他

- (1) 暴力団対策主管課長と職業安定部長等は、相互に協力し、緊密な連携の下、暴力団排除を推進するものとする。
- (2) 暴力団対策主管課長と職業安定部長等との間の文書及び氏名等保存電磁的記録媒体 の送付については、手交を持って行うこととする。

ただし、暴力団対策主管課長の所在地と職業安定部長等の所在地が遠隔地であるなど、手交により難いと認められる特段の事情があるときには、暴力団対策主管課長と職業安定部長等との間で協議のうえ、郵便書留による送付をもって行うこととし、送付する文書及び氏名等保存電磁的記録媒体の紛失並びに誤配達の防止、外部への漏洩の防止に万全を期すものとする。

- (3) 別記様式第1号から第3号については、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。
- (4) 暴力団対策主管課長と職業安定部長等は、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。
- (5) 本合意書の規定は、助成対象となる期間の開始の日、助成対象となる行為の日等が平成25年5月16日以後である助成金について適用する。

○○警察本部暴力団対策主管課長 殿

○○労働局 職業安定部長 印 (雇用均等室長)

照会書

下記の事業主等について、「厚生労働省が行う雇用安定事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」(平成25年〇月〇日付け警察庁丁暴〇〇発第〇号、職開発〇〇第〇号)に規定する排除対象に該当するか否かについて照会します。

記

1 事業主等の役員等 別添のとおり。

照会文書記載例

シメイ	氏名		和暦	年	月	日	性別	会社名	役職名
クンレン シェッシ	訓練	実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
カンキョウ キレイ	環境	綺麗	Н	01	11	30	F	有限会社訓練	営業課長
トウホク イチロウ	東北	一郎	S	40	01	01	M	訓練株式会社	常務取締役
カンサイ シ゛ロウ	関西	次郎	S	45	12	24	F	訓練株式会社	取締役営業本部長

(補足説明)

電磁的記録(拡張子.xlsにて保存)については、氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、生年月日(半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角)、性別(半角で男性はM、女性はF)、事業主名及び役職名をセルごとに入力し、照会を行うものとする(上記記載例参照)。

なお、上記記載例は、便宜上、項目名及び罫線を付しているが、実際の照会の際は、罫線は不要。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、シメイ欄は当該アルファベットのカナ読みを入力すること。

○○労働局 職業安定部長 殿 (雇用均等室長)

○○県警察本部暴力団対策主管課長 印

回答書

「厚生労働省が行う雇用安定事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」(平成25年〇月〇日付け警察庁丁暴発第〇〇〇号、職開発〇〇第〇号)に基づき、平成年月日付け(文書番号)で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

- 該当する場合
 - ●●●●については、合意書の排除対象(☆)に該当する事由があると認められる。
- 該当しない場合 合意書の排除対象に該当する事由があると認められない。

○○労働局 職業安定部長 殿 (雇用均等室長)

○○警察本部暴力団対策主管課長 印

通知書

○○○助成金を受給している下記の事業主等については、「厚生労働省が行う雇用安定事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」(平成25年○月○日付け警察庁丁暴発第○○号、職開発○○第○号)に規定する排除対象に該当する事由があると認められるので通知します。

- 1 事業主等の名称・所在地・代表者名等
- 2 理由 合意書に規定する排除対象(☆)に該当する事由があると認められる。
 - ※ ☆には合意書に示された排除対象の(1)、(2)ア~エのうち、該当した項目を記載する。

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給対象からの暴力団排除の推進に 関する合意書

> 警察庁丁暴発第146号 職開発1201第3号 平成22年12月1日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長 貴 志 浩 平

厚生労働省職業安定局雇用開発課長 水 野 知 親

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金(以下「助成金」という。)の支給対象からの暴力団排除を推進するため、警察庁と厚生労働省は、都道府県警察と都道府県労働局において、下記のとおり、運用が図られるよう取り組むことについて合意する。

記

1 雇用調整助成金からの排除対象の明確化

厚生労働省においては、「雇用調整助成金支給要領及び中小企業緊急雇用安定助成金支給要領の一部改正について」(平成22年12月1日付け職発1201第6号)により暴力団関係事業所の事業主に対しては、助成金を支給しないものとすると定めているところ、その排除対象については次のとおりとする。

- (1) 事業主、又は事業主が法人である場合当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下、「役員等」という。)のうちに暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者のある事業所
- (2) 暴力団員をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
- (3) 暴力団員がその事業活動を支配する事業所
- (4) 暴力団員が経営に実質的に関与している事業所
- (5) 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的を もって、暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) の威力又は暴力団員を利用するなどしている事業所
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
- (7) 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難 されるべき関係を有している事業所
- (8) 第1号から第4号までに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

2 排除手続

- (1) 都道府県労働局は、助成金の申請時に事業主から暴力団関係事業所に該当しない旨の確認をとり、該当したことが判明した場合は、対象期間内のすべての支給申請(平成23年1月3日以前の支給申請は除く。)について、原則として、不支給決定又は支給の取り消しを行い、助成金の返還を求める。
- (2) 都道府県労働局職業安定部職業対策課長(以下「職業対策課長」という。)は、窓口等における対応、地元住民の風評、従業員等からの通報その他の状況から、支給申請を行った事業主等の事業所が暴力団関係事業所である、または暴力団関係事業所であった疑いがあると判断した場合は、当該都道府県労働局の区域を管轄する都道府県警察の本部の暴力団対策を主管する課の長(以下「暴力団対策主管課長」という。)に対し、照会書(別記様式第1号)の項目を記載の上、当該事業所の役員等及び従業員の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別をCSV形式(エクセル、アクセス等の表計算、データベースソフトウェアで選択できる保存ファイル形式)により記録した電磁的記録媒体(フロッピーディスク等)(以下「氏名等保存電磁的記録媒体」という。)により照会するものとする。ただし、照会する役員及び従業員の人数が5名以下の場合は、氏名等保存電磁的記録媒体を要さず、必要な情報が含まれていれば、形式も問わない。

なお、電磁的記録媒体への記録に当たっては、氏名カナ(半角とし、姓と名の間は半角で1マス空け)、氏名漢字(全角とし、姓と名の間は全角で1マス空け)、生年月日(大正はT、昭和はS、平成はHで半角とし、数字は2桁半角)、性別(半角で男性はM、女性はF)を入力し、氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別の間をカンマで区切るものとする。

- (3) 暴力団対策主管課長は、前記(2)による照会を受けたときは、必要に応じ更に資料等の提出を求めた上、当該事業所の役員等及び従業員の暴力団員該当性を確認し、暴力団関係事業所に該当するか否かについて、職業対策課長に対し、速やかに文書(別記様式第2号)により回答するとともに、氏名等保存電磁的記録媒体を職業対策課長に返却するものとする。
- (4) 暴力団対策主管課長は、前記(2)による照会以外で、助成金の支給申請を行った事業主の事業所または助成金の支給を受けた事業主の事業所が暴力団関係事業所に該当すると認める事実を確認した場合は、当該事実の確認された区域を管轄する職業対策課長に対し、速やかに文書(別記様式第3号)により通報するものとする。
- (5) 職業対策課長は、暴力団関係事業所に該当する旨の前記(3)に規定する回答又は前記(4)の通報を受けた場合は、当該暴力団関係事業所に対し、原則として、不支給決定又は支給の取り消しを行い、その旨、別記様式4号により暴力団対策主管課長に通知するものとする。

ただし、1(2)に該当した事業所の事業主が、暴力団員を業務に従事させていたことを認識しておらず、且つ、認識していなかったことについて事業主としての注意を著しく欠いていたとはいえないと認められる場合であって、助成金を不支給とした場合又は支給を取り消した場合に従業員等の雇用の維持が困難になるおそれがあるという社会的な不利益と、支給をした場合又は支給を取り消さなかった場合に助成金が暴

力団の資金源になる等のおそれがあるという社会的な不利益とを比較衡量し、前者の 方が不利益が大きいと判断できる場合についてはこの限りではない。当該判断は、事 業主から、暴力団員を従事させていたことについて認識していなかった旨の疎明があ った場合に、職業対策課長が暴力団対策主管課長から当該事業所における暴力団員該 当者の情報を得た上で行うこととし、当該判断に基づき、助成金を支給した場合又は 支給を取り消さなかった場合、職業対策課長は、その旨暴力団対策主管課長に通知す る。また、それ以後、当該事業所から申請があった場合には、再度(2)の照会を行い、 暴力団関係事業所に該当するか否かを確認し、暴力団関係事業所に該当した場合は、 原則として不支給決定又は支給の取り消しを行い、助成金の返還を求める。

- (6) 不支給決定又は支給の取り消しをする場合、当該事業所が暴力団関係事業所である と労働局が判断した根拠を問われた場合には、都道府県警察の本部からの情報提供に よるものであること及び具体的に該当するとされた項目を口頭により明らかにするこ とは可能である。
- 3 暴力団関係事業所による不正受給事案への対応

暴力団関係事業所の助成金の不正受給事案については、事業主が支払った雇用保険料を財源とする助成金が暴力団活動の資金源として用いられる可能性が高いことから、社会的反響も大きく、国民の信頼を揺るがしかねない。

このため、都道府県労働局は警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正な対応を行うこととする。

また、都道府県警察は、都道府県労働局からの告発等にかかる相談があった場合には協力を行うとともに、告発を受けた場合には迅速かつ的確な捜査を行い、検挙の徹底を期すこと。

4 その他

(1) 暴力団対策主管課長と職業対策課長との間の書類及び氏名等保存電磁的記録媒体の 送付については、手交を持って行うこととする。

ただし、暴力団対策主管課長の所在地と職業対策課長の所在地が遠隔地であるなど、 手交により難いと認められる特段の事情があるときには、暴力団対策主管課長と職業 対策課長との間で協議のうえ、郵便書留による送付をもって行うこととし、送付する 書類及び氏名等保存電磁的記録媒体の紛失並びに誤配達の防止、外部への漏洩の防止 その他の情報の管理に万全を期すものとする。

- (2) 別記様式第1号から第4号については、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。
- (3) 暴力団対策主管課長と職業対策課長とは、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

なお、決定した事項について、暴力団対策主管課長は警察庁刑事局組織犯罪対策部 暴力団対策課長に、職業対策課長は厚生労働省職業安定局雇用開発課長に対してそれ ぞれ報告するものとする。

○○警察本部暴力団対策主管課長 殿

○○労働局 職業安定部職業対策課長 印

「雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給対象からの暴力団排除の推 進に関する合意書」に基づく照会について

下記の事業主から雇用調整助成金の申請がありましたので、「雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給対象からの暴力団排除の推進に係る合意書」(平成22年12月1日付け警察庁丁暴発第146号、職開発1201第3号)に規定する暴力団関係事業所に該当するか否かについて照会します。

- 1 申請事業所
- (1) 事業主の名称 (読み仮名):
- (2) 事業所の名称 (読み仮名):
- (3) 所在地
- (4) 代表者の氏名 (読み仮名)・生年月日・住所等
- (5) 役員等の役職・氏名 (読み仮名)・生年月日・住所等 別添のとおり
- (6) 従業員の氏名 (読み仮名)・生年月日・住所等 別添のとおり
- 2 申請年月日等
- 3 暴力団関係事業所の疑いがあると判断した理由

○○労働局職業安定部職業対策課長 殿

○○県警察本部暴力団対策主管課長 印

「雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給対象からの暴力団排除の推進に関する合意書」に基づく回答について

「雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給対象からの暴力団排除の推進に係る合意書」(平成22年12月1日付け警察庁丁暴発第146号、職開発1201第3号)に基づき、平成 年 月 日付け(文書番号)で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 事業主の名称
- 2 代表者氏名
- 3 事業所の名称
- 4 所在地
- 5 照会に係る調査結果
 - ※ 該当した場合

「雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金からの暴力団排除の推進に係る合意書」(平成22年12月1日付け警察庁丁暴発第○○号、職開発1201第3号)に規定する暴力団関係事業所(●)に該当する事由があると認められる。

- ●には、合意書に示された暴力団関係事業所の(1)~(8)のうち該当した番号を記載
- ※ 該当しない場合 該当する事由があると認められない。
- 6 その他 (※6は必要により記載)

○○労働局 職業安定部職業対策課長 殿

○○警察本部暴力団対策主管課長 印

「雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給対象からの暴力団排除の推進に関する合意書」に基づく通報について

雇用調整助成金を受給している下記の事業所については、「雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給対象からの暴力団排除の推進に係る合意書」(平成22年12月1日付け警察庁丁暴発第146号、職開発1201第3号)に規定する暴力団関係事業所に該当する事由があると認められるので通報します。

記

- 1 事業主の名称
- 2 代表者氏名
- 3 事業所の名称
- 4 所在地
- 5 理由

「雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金からの暴力団排除の推進に係る合意書」(平成22年12月1日付け警察庁丁暴発第○○号、職開発1201第3号)に規定する暴力団関係事業所(●)に該当する事由があると認められる。

- ●には、合意書に示された暴力団関係事業所の(1)~(8)のうち該当した番号を記載
- 6 その他(必要により記載)

○○県警察本部 暴力団主管課長 殿

○○労働局 職業安定部職業対策課長 印

暴力団関係事業所に係る {雇用調整助成金/中小企業緊急雇用安定助成金} の {不支給決定/支給決定の取消} について (通知)

平成〇〇年〇月〇日付け(文書番号)で{回答/情報提供}のあった下記の事業所に係る{雇用調整助成金/中小企業緊急雇用安定助成金}については、平成〇〇年〇月〇日付けで{不支給とする/支給決定を取り消す}こととしたので通知します。

- 1. 事業主の名称:
- 2. 代表者氏名:
- 3. 事業所の名称:
- 4. 所在地

地域雇用開発助成金の支給対象からの暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁暴発第118号職地発0402第1号 平成24年4月2日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課暴力団排除対策官

松 坂 規 生

厚生労働省職業安定局雇用開発課地域雇用対策室長

宮 本 悦 子

地域雇用開発助成金(以下「助成金」という。)の支給対象からの暴力団排除を推進するため、警察庁と厚生労働省は、都道府県警察と都道府県労働局において、下記のとおり、 運用が図られるよう取り組むことについて合意する。

記

1 地域雇用開発助成金からの排除対象の明確化

厚生労働省においては、「雇用安定事業等の実施について」(平成24年3月31日付け職発0331第5号、能発0331第1号)において暴力団関係事業所の事業主に対しては、助成金を支給しないものとすると定めているところ、その排除対象については、次のとおりとする。

- (1) 事業主、又は事業主が法人である場合当該法人の役員若しくは事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下、「事業主等」という。)のうちに暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者のある事業所
- (2) 暴力団員をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
- (3) 暴力団員がその事業活動を支配する事業所
- (4) 暴力団員が経営に実質的に関与している事業所
- (5) 事業主等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) の威力又は暴力団員を利用するなどしている事業所
- (6) 事業主等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している事業所
- (7) 事業主等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非 難されるべき関係を有している事業所
- (8) (1)から(4)までに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

2 排除手続

- (1) 都道府県労働局は、助成金の申請時に事業主から暴力団関係事業所に該当しない旨の確認をとり、該当したことが判明した場合は、原則として、不支給決定又は支給決定の取消しを行い、助成金の返還を求める。ただし、平成24年4月1日より前に支給を受けようとしたものは除く。
- (2) 都道府県労働局職業安定部職業対策課長(以下「職業対策課長」という。)は、窓口等における対応その他の状況から、支給申請を行った事業主等の事業所が暴力団関係事業所である、または暴力団関係事業所であった疑いがあると判断した場合は、当該都道府県労働局の区域を管轄する都道府県警察の本部の暴力団対策を主管する課の長(以下「暴力団対策主管課長」という。)に対し、照会書(別記様式第1号)の項目を記載の上、当該事業所の役員等及び従業員の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別をCSV形式(エクセル、アクセス等の表計算、データベースソフトウェアで選択できる保存ファイル形式)により記録した電磁的記録媒体(フロッピーディスク等)(以下「氏名等保存電磁的記録媒体」という。)により照会するものとする。ただし、照会する事業主等の人数が5名以下の場合は、氏名等保存電磁的記録媒体を要さず、必要な情報が含まれていれば、形式も問わない。

なお、電磁的記録媒体への記録に当たっては、氏名カナ(半角とし、姓と名の間は半角で1マス空け)、氏名漢字(全角とし、姓と名の間は全角で1マス空け)、生年月日(大正はT、昭和はS、平成はHで半角とし、数字は2桁半角)、性別(半角で男性はM、女性はF)を入力し、氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別の間をカンマで区切るものとする。

- (3) 暴力団対策主管課長は、前記(2)による照会を受けたときは、必要に応じ更に資料等の提出を求めた上、当該事業所の事業主等の暴力団員該当性を確認し、暴力団関係事業所に該当するか否かについて、職業対策課長に対し、速やかに文書(別記様式第2号)により回答するとともに、氏名等保存電磁的記録媒体を職業対策課長に返却するものとする。
- (4) 暴力団対策主管課長は、前記(2)による照会以外で、助成金の支給申請を行った事業主の事業所または助成金の支給を受けた事業主の事業所が暴力団関係事業所に該当すると認める事実を確認した場合は、当該事実の確認された区域を管轄する職業対策課長に対し、速やかに文書(別記様式第3号)により通報するものとする。
- (5) 職業対策課長は、暴力団関係事業所に該当する旨の前記(3)に規定する回答又は前記(4)の通報を受けた場合は、当該暴力団関係事業所に対し、原則として、不支給決定又は支給決定の取消しを行い、その旨、別記様式第4号により暴力団対策主管課長に通知するものとする。

ただし、1(2)に該当した事業所の事業主が、暴力団員を業務に従事させていたことを認識しておらず、かつ、認識していなかったことについて事業主としての注意を著しく欠いていたとはいえないと認められる場合であって、助成金を不支給とした場合又は支給を取り消した場合に従業員等の雇用の安定を図ることが困難になるおそれがあるという社会的な不利益と、支給をした場合又は支給を取り消さなかった場合に助成金が暴力団の資金源になるなどのおそれがあるという社会的な不利益とを比較衡量し、前者の方が不利益が大きいと判断できる場合についてはこの限りではない。

なお、当該判断は、事業主から、暴力団員を従事させていたことについて認識していなかった旨の疎明があった場合に、職業対策課長が暴力団対策主管課長から当該事業所における暴力団員該当者の情報を得た上で行うこととし、当該判断に基づき、助成金を支給した場合又は支給を取り消さなかった場合、職業対策課長は、その旨暴力団対策主管課長に通知する。また、それ以後、当該事業所から申請があった場合には、再度(2)の照会を行い、暴力団関係事業所に該当するか否かを確認し、暴力団関係事業所に該当した場合は、原則として不支給決定又は支給決定の取消しを行い、助成金の返還を求める。

- (6) 不支給決定又は支給決定の取消しをする場合、当該事業所が暴力団関係事業所であると都道府県労働局が判断した根拠を問われた場合には、都道府県警察の本部からの情報提供によるものであること及び具体的に該当するとされた項目を口頭により明らかにすることは可能である。
- 3 暴力団関係事業所による不正受給事案への対応

暴力団関係事業所の助成金の不正受給事案については、暴力団活動の資金源として用いられる可能性が高いことから、社会的反響も大きく、国民の信頼を揺るがしかねない。 このため、都道府県労働局は警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正な対応を行うこととする。

また、都道府県警察は、都道府県労働局からの告発等にかかる相談があった場合には協力を行うとともに、告発を受けた場合には迅速かつ的確な捜査を行い、検挙の徹底を期すこと。

4 その他

(1) 暴力団対策主管課長と職業対策課長との間の文書及び氏名等保存電磁的記録媒体の送付については、手交を持って行うこととする。

ただし、暴力団対策主管課長の所在地と職業対策課長の所在地が遠隔地であるなど、 手交により難いと認められる特段の事情があるときには、暴力団対策主管課長と職業 対策課長との間で協議のうえ、郵便書留による送付をもって行うこととし、送付する 文書及び氏名等保存電磁的記録媒体の紛失並びに誤配達の防止、外部への漏洩の防止 その他の情報の管理に万全を期すものとする。

- (2) 別記様式第1号から第4号については、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。
- (3) 暴力団対策主管課長と職業対策課長とは、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

なお、決定した事項について、暴力団対策主管課長は警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課暴力団排除対策官に、職業対策課長は厚生労働省職業安定局雇用開発課地域雇用対策室長に対してそれぞれ報告するものとする。

○○警察本部暴力団対策主管課長 殿

○○労働局 職業安定部職業対策課長 印

「地域雇用開発助成金の支給対象からの暴力団排除の推進に関する合意書」に基づく照会について

下記の事業主から地域雇用開発助成金 {地域求職者雇用奨励金/沖縄若年者雇用促進奨励金/地域再生中小企業創業助成金}の申請がありましたので、「地域雇用開発助成金の支給対象からの暴力団排除の推進に係る合意書」(平成24年〇月〇日付け警察庁丁暴〇〇発第〇号、職地発〇〇第〇号)に規定する暴力団関係事業所に該当するか否かについて照会します。

- 1 申請事業所
- (1) 事業主の名称 (読み仮名):
- (2) 事業所の名称 (読み仮名):
- (3) 所在地
- (4) 代表者の氏名 (読み仮名)・生年月日・住所等
- (5) 役員等の役職・氏名 (読み仮名)・生年月日・住所等 別添のとおり
- (6) 従業員の氏名 (読み仮名)・生年月日・住所等 別添のとおり
- 2 申請年月日等
- 3 暴力団関係事業所の疑いがあると判断した理由

○○労働局職業安定部職業対策課長 殿

○○県警察本部暴力団対策主管課長 印

「地域雇用開発助成金の支給対象からの暴力団排除の推進に関する合意書」に基づく回答について

「地域雇用開発助成金の支給対象からの暴力団排除の推進に係る合意書」(平成24年〇月〇日付け警察庁丁暴発第〇〇〇号、職地発〇〇第〇号)に基づき、平成 年 月日付け(文書番号)で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 事業主の名称
- 2 代表者氏名
- 3 事業所の名称
- 4 所在地
- 5 照会に係る調査結果
 - ※ 該当した場合

「地域雇用開発助成金からの暴力団排除の推進に係る合意書」(平成24年○月○日付け警察庁丁暴発第○○号、職地発○○第○号)に規定する暴力団関係事業所(●)に該当する事由があると認められる。

- ●には、合意書に示された暴力団関係事業所の(1)~(8)のうち該当した番号を記載
- ※ 該当しない場合 該当する事由があると認められない。
- 6 その他 (※6は必要により記載)

○○労働局 職業安定部職業対策課長 殿

○○警察本部暴力団対策主管課長 印

「地域雇用開発助成金の支給対象からの暴力団排除の推進に関する合意書」に基づ く通報について

地域雇用開発助成金 {地域求職者雇用奨励金/沖縄若年者雇用促進奨励金/地域再生中小企業創業助成金} を受給している下記の事業所については、「地域雇用開発助成金の支給対象からの暴力団排除の推進に係る合意書」(平成24年〇月〇日付け警察庁丁暴発第〇〇号、職地発〇〇第〇号) に規定する暴力団関係事業所に該当する事由があると認められるので通報します。

記

- 1 事業主の名称
- 2 代表者氏名
- 3 事業所の名称
- 4 所在地
- 5 理由

「地域雇用開発助成金からの暴力団排除の推進に係る合意書」(平成24年○月○日付け警察庁丁暴発第○○号、職地発○○第○号)に規定する暴力団関係事業所(●)に該当する事由があると認められる。

- ●には、合意書に示された暴力団関係事業所の(1)~(8)のうち該当した番号を記載
- 6 その他(必要により記載)

○○県警察本部 暴力団主管課長 殿

○○労働局 職業安定部職業対策課長 印

暴力団関係事業所に係る地域雇用開発助成金の{不支給決定/支給決定の取消}について(通知)

平成〇〇年〇月〇日付け(文書番号)で{回答/情報提供}のあった下記の事業所に係る地域雇用開発助成金{地域求職者雇用奨励金/沖縄若年者雇用促進奨励金/地域再生中小企業創業助成金}については、平成〇〇年〇月〇日付けで{不支給とする/支給決定を取り消す}こととしたので通知します。

- 1. 事業主の名称:
- 2. 代表者氏名:
- 3. 事業所の名称:
- 4. 所在地